



平成18年度固定資産税に係る 縦覧・閲覧について

4月から固定資産税に係る帳簿・台帳の縦覧および閲覧が始まります。納税者の方はご確認ください。

土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

- 対象者** 市内に固定資産(土地・家屋)を有する納税者
- 期間** 4月3日(月)~5月2日(火)(ただし、土・日曜日、祝日を除く)
午前8時30分~午後5時15分
- 場所** 市役所税務課または、各支所総務課
- 縦覧内容** 土地については、所在・地番・地目・面積・評価額。家屋については、所在・地番・家屋番号・種類・構造・床面積・評価額を見ることができます。

固定資産課税台帳の閲覧について

- 対象者** 市税の納税義務者および借地・借家人等(政令で規定)
- 期間** 4月3日(月)~翌年3月30日(金)(ただし、土・日曜日、祝日を除く)
- 場所** 市役所税務課または、各支所総務課
- 閲覧内容** 納税義務者については、納税している土地および家屋に係る全ての課税情報。借地・借家人については、借りている土地または家屋の課税情報を見ることができます。

縦覧については、必要な所在地番等を確認のうえご来庁ください。なお、代理人による縦覧・閲覧の申請は、納税者からの委任状が必要です。また借地・借家人による固定資産台帳の閲覧申請には納税者との賃貸借契約書などが必要になりますので、あらかじめご用意ください。

子どもたちが朝起きるのが遅くなると、朝ごはんを食べる時間が少なくなり、朝食を十分に食べないうちに学校へ行かなければなりません。短い時間で朝食を食べさせようと努力したのですが、子どもの体が食事を受け付けられないらしく、なかなか朝食がすすまなかったのです。それで今度は夜を早く寝かせようと努力しました。子どもたちの起きる時間を早くして、体を十分に目覚めさせることにしました。そうして、朝の時間をゆっ

少年育成センター

一般用	72-5039
FAX	72-5497
少年相談	72-5024

朝食を大切に
しましょう

くりとり、朝食も起きてすぐではなく、体が十分に起きてから食べさせることにしていくと、子どもたちも朝食をおいしそうに食べることができました。

起きる時間を早くしたおかげで、体の調子がよくなり、きちんと朝食が食べられるようになったのでしよう。朝食を無理せず時間をかけて食べることが大切なのだと思えます。そのことにより、食生活のリズムを作り、朝食を食べてエネルギーを作り、一日を元気に過ごすことができます。卒業式を迎え、これから新しい環境で朝食を食べなくなったりするかもしれません。しかし、早く起きて、朝食を食べる習慣をつけるのが大切なのだと思います。食生活を大切にして元気な子どもが増えることを願っています。



4月^{から}市税等の納付期限が下の表のように変わります。

市税等の納付期限

税目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市県民税			全期 1期		2期		3期			4期		
固定資産税	全期 1期			2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康 保険税				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

納期限は、各期ともに月末(ただし12月は25日)です。

納税は、口座振替をご利用いただくと便利です。

定められた納期限までに税金を納めていない場合、督促手数料(100円)や延滞金が必要になります。

旧集合徴収(高瀬町、三野町、詫間町、財田町)の方は、納期が大幅に変わりますのでご注意ください。

軽自動車、バイクの異動手続きは3月31日までに!

軽自動車やバイクの税金は、毎年4月1日現在の所有者に課せられます。

他人に車を譲ったり廃車にした人、住所が変わった人は、3月31日までに異動手続きをしないと、いつまでも課税されたり、納税通知書が手もとに届かないことがあります。

該当する方は、下記の窓口で早めに手続きをしてください。

種類	受付窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕用・その他)	・市役所税務課 62-1114 ・各支所総務課
二輪自動車(126cc以上)	四国運輸局香川陸運支局 高松市鬼無町20の1 087-882-1356
軽自動車(二輪を除く)	軽自動車検査協会 高松市国分寺町福家甲1258の18 087-870-6676

土・日曜日、祝日は休みです。

軽自動車税の減免

身体障害者手帳の交付を受けている人は、一定の要件を満たす場合に軽自動車税の減免を受けることができます。

- ・身体障害者本人が所有する軽自動車で、本人が運転するもの
- ・身体障害者本人が所有する軽自動車でもっぱら本人の通学・通院・通所または生業のために生計を同じくする家族が運転するもの

詳しくは、税務課・資産税係までお問い合わせください。

災害のときの強い味方

三豊市建設業協会と 協定書調印



協定書に署名する地藤三豊市建設業協会会長(左)と山地市長職務執行者

2月8日、三豊市役所で三豊市と三豊市建設業協会の「災害時における応急対策業務の実施に関する協定書」の調印式が行われました。

この協定は地震災害や風水害が発生、または発生するおそれのあるとき、市の要請により、建設業協会の会員が被害状況の確認や障害物の除去、応急対策などを実施するものです。合併前も各町で同様の協定を結んでおり、これまで

も災害のたびに会員の皆さんには多くの協力をいただけてきましたが、三豊市の誕生により、新たに協定の申し入れがあり、今回の調印となりました。

地藤直幸三豊市建設業協会会長と山地宏市長職務執行者が協定書に署名、なつ印したあと、固い握手が交わされ、会長から「有事のときは、会員114社が一丸となって駆けつけ、対処したい」と力強い言葉が述べられました。